

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

小委員会確認	平成16年2月26日	合併協議会提案	平成16年3月5日
--------	------------	---------	-----------

協議項目(番号)	使用料、手数料の取扱い (項目No. 16)	関係項目	担当部会名等	合併協議会事務局
事務・事業・制度名等				
基本調整方針	1 3町で差異のない使用料及び手数料については、現行のとおりとする。 2 3町で差異のある使用料及び手数料については、次のとおり取扱うものとする。 ・ 公共施設の使用料は、3町間の類似施設等にあつては、合併時に統一が図れるよう調整する。 なお、特別の事情により統一が困難な施設や、1町にのみ設置されている施設については現行のとおりとし、新町において調整する。 ・ 水道料金については、3町の料金体系を存続させ、5年を目途に統一する。 ・ 事務手数料については、住民負担に配慮し、「負担の公平性の原則」により、現行単価を基準として統一に努める。			【調整方針確認日】 平成16年 3月26日

具体項目	伊 方 町		瀬 戸 町		調整の具体的内容
『手数料条例』に掲げられている手数料の調整					
(1)戸籍謄本、戸籍抄本交付手数料	1件につき	450円	1件につき	450円	3町間に差異が無いので、現行どおりとする。
(2)戸籍の記載事項証明書の交付手数料	1件につき	350円	1件につき	350円	〃
(3)除籍謄本、除籍抄本交付手数料	1件につき	750円	1件につき	750円	〃
(4)除籍の記載事項証明書の交付手数料	1件につき	450円	1件につき	450円	〃
(5)戸籍の受理証明書の交付手数料	1件につき	350円	1件につき	350円	〃
(6) 〃 (上質紙によるもの)	1件につき	1,400円	1件につき	1,400円	〃
(7)届書その他受理した書類の閲覧手数料	1件につき	350円	1件につき	350円	〃
(8)動物の飼養又は収容の許可申請手数料	1件につき	3,000円	1件につき	3,000円	〃
(9)米穀類小売販売業者登録手数料	1件につき	3,300円			廃止(制度改正により)
(10)米穀類小売販売業者登録票書換え交付手数料	1件につき	600円			〃
(11)米穀輸送許可手数料	1件につき	250円			〃
(12)米穀とう精業者登録手数料	1件につき	3,600円			〃
(13)米穀とう精業者登録票書換え交付手数料	1件につき	600円			〃
(14)米飯提供業者登録手数料	1件につき	1,800円			〃
(15)米飯提供業者登録更新手数料	1件につき	1,000円			〃
(16)米飯提供業者登録書換え交付手数料	1件につき	600円			〃
(17)主要食糧小売販売業者に対する購入割当手数料	1件につき	300円			〃
(18)旅行証明書交付手数料	1件につき	50円			伊方町の例により調整する。
(19)臨時運行許可申請手数料	1件につき	750円	1件につき	750円	3町間に差異が無いので、現行どおりとする。

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

協議項目(番号)	使用料、手数料の取扱い	(項目No.16)
内容	三崎町の状況	

具体項目	三 崎 町	
『手数料条例』に掲げられている手数料の調整		
(1) 戸籍謄本、戸籍抄本交付手数料	1件につき	450円
(2) 戸籍の記載事項証明書の交付手数料	1件につき	350円
(3) 除籍謄本、除籍抄本交付手数料	1件につき	750円
(4) 除籍の記載事項証明書の交付手数料	1件につき	450円
(5) 戸籍の受理証明書の交付手数料	1件につき	350円
(6) " (上質紙によるもの)	1件につき	1,400円
(7) 届書その他受理した書類の閲覧手数料	1件につき	350円
(8) 動物の飼養又は収容の許可申請手数料	1件につき	3,000円
(9) 米穀類小売販売業者登録手数料		
(10) 米穀類小売販売業者登録票書換え交付手数料		
(11) 米穀輸送許可手数料		
(12) 米穀とう精業者登録手数料		
(13) 米穀とう精業者登録票書換え交付手数料		
(14) 米飯提供業者登録手数料		
(15) 米飯提供業者登録更新手数料		
(16) 米飯提供業者登録書換え交付手数料		
(17) 主要食糧小売販売業者に対する購入割当手数料		
(18) 旅行証明書交付手数料		
(19) 臨時運行許可申請手数料	1両につき	750円

協議項目(番号)	使用料、手数料の取扱い	(項目No. 16)	関係項目	
具体項目	伊 方 町	瀬 戸 町	調整の具体的内容	
(20)住宅用家屋証明申請手数料	1件につき 1,300円	1件につき 1,300円	伊方町・瀬戸町の例により調整する。	
(21)木材業者登録手数料		1件につき 1,000円	廃止(制度改正により)	
(22)製材業者登録手数料		1件につき 1,000円	"	
(23)木材業者更新登録手数料		1件につき 1,000円	"	
(24)製材業者更新登録手数料		1件につき 1,000円	"	
(25)狂犬病予防法に基づく犬の登録手数料	1件につき 3,000円	1件につき 3,000円	3町間に差異が無いので、現行どおりとする。	
(26) " 鑑札の再交付手数料	1件につき 1,600円	1件につき 1,600円	"	
(27)狂犬病予防法に基づく犬の狂犬病予防注射済票の交付手数料	1件につき 550円	1件につき 550円	"	
(28) " 狂犬病予防注射済票の再交付手数料	1件につき 340円	1件につき 340円	"	
(29)鳥獣飼養許可証の交付、更新、再交付手数料	1件につき 3,400円	1件につき 3,400円	"	
(30)消防法の規定による設置の許可申請手数料		1件につき 5,400円	瀬戸町の例により調整する。	
(31)火薬類取締法に基づく火薬類の譲渡し許可申請書	1件につき 1,200円		伊方町・三崎町の例により調整する。	
(32) " 譲受け許可申請書(火工品のみ)	1件につき 2,400円		"	
(33) " (火薬類25Kg以下)	1件につき 3,500円		"	
(34) " (その他)	1件につき 6,900円		"	
(35) " 煙火の消費の許可申請書	1件につき 7,900円		"	
(36)公租、公課に関する証明手数料	1件につき 200円	1件につき 200円	3町間に差異が無いので、現行どおりとする。	
(37)土地、建物その他物件に関する証明手数料	1件につき 200円	1件につき 200円	"	
(38)動産又は不動産に関する証明手数料	1件につき 200円		伊方町・三崎町の例により調整する。	
(39)本籍、住所に関する証明手数料	1件につき 200円	1件につき 200円	3町間に差異が無いので、現行どおりとする。	
(40)氏名、年齢に関する証明手数料	1件につき 200円		伊方町・三崎町の例により調整する。	
(41)船舶、車両に関する証明手数料	1件につき 200円	1件につき 200円	3町間に差異が無いので、現行どおりとする。	
(42)営業又は職業に関する証明手数料	1件につき 200円		伊方町・三崎町の例により調整する。	
(43)身分に関する証明手数料	1件につき 200円	1件につき 200円	3町間に差異が無いので、現行どおりとする。	
(44)印鑑(登録)に関する証明手数料	1件につき 200円	1件につき 200円	"	
(45)印鑑登録証の交付手数料(再交付含む)	1件につき 200円		伊方町・三崎町の例により調整する。	

協議項目(番号)	使用料、手数料の取扱い	(項目No.16)	
具体項目		三 崎 町	
(20)住宅用家屋証明申請手数料			
(21)木材業者登録手数料			
(22)製材業者登録手数料			
(23)木材業者更新登録手数料			
(24)製材業者更新登録手数料			
(25)狂犬病予防法に基づく犬の登録手数料		1頭につき	3,000円
(26) " 鑑札の再交付手数料		1頭につき	1,600円
(27)狂犬病予防法に基づく犬の狂犬病予防注射済票の交付手数料		1頭につき	550円
(28) " 狂犬病予防注射済票の再交付手数料		1頭につき	340円
(29)鳥獣飼養許可証の交付、更新、再交付手数料		1件につき	3,400円
(30)消防法の規定による設置の許可申請手数料			
(31)火薬類取締法に基づく火薬類の譲渡し許可申請書		1件につき	1,200円
(32) " 譲受け許可申請書(火工品のみ)		1件につき	2,400円
(33) " (火薬類25Kg以下)		1件につき	3,500円
(34) " (その他)25Kg超		1件につき	6,900円
(35) " 煙火の消費の許可申請書		1件につき	7,900円
(36)公租、公課に関する証明手数料		1件につき	200円
(37)土地、建物その他物件に関する証明手数料		1件につき	200円
(38)動産又は不動産に関する証明手数料		1件につき	200円
(39)本籍、住所に関する証明手数料		1件につき	200円
(40)氏名、年齢に関する証明手数料		1件につき	200円
(41)船舶、車両に関する証明手数料		1件につき	200円
(42)営業又は職業に関する証明手数料		1件につき	200円
(43)身分に関する証明手数料		1件につき	200円
(44)印鑑(登録)に関する証明手数料		1件につき	200円
(45)印鑑登録証の交付手数料(再交付含む)		1件につき	200円

協議項目(番号)	使用料、手数料の取扱い (項目No. 16)	関係項目	
具体項目	伊 方 町	瀬 戸 町	調整の具体的内容
(46)死亡埋火葬に関する証明手数料	1 件につき 2 0 0 円		伊方町の例により調整する。
(47)公簿図書類の謄抄本交付手数料	1 件につき 2 0 0 円	1 件につき 2 0 0 円	3 町間に差異が無いので、現行どおりとする。
(48)公簿図書類の謄抄本記載事項の証明手数料	1 件につき 2 0 0 円	1 件につき 2 0 0 円	"
(49)転居等に関する証明手数料	1 件につき 2 0 0 円	1 件につき 2 0 0 円	伊方町の例により調整する。
(50)住民票又は除かれた住民票の写し交付手数料	1 件につき 2 0 0 円	1 件につき 2 0 0 円	3 町間に差異が無いので、現行どおりとする。
(51)戸籍附票又は戸籍附票の写し交付手数料	1 件につき 2 0 0 円	1 件につき 2 0 0 円	"
(52)記載事項証明及び閲覧手数料	1 件につき 2 0 0 円	1 件につき 2 0 0 円	"
(53)公簿、公文書、図書等の閲覧手数料	1 件につき 2 0 0 円		伊方町・三崎町の例により調整する。
(54)特定家庭用機器再商品化法に係る運搬手数料	1 件につき 2 , 5 0 0 円		伊方町の例により調整する。
(55)住民基本台帳カード交付手数料	1 件につき 5 0 0 円	1 件につき 5 0 0 円	3 町間に差異が無いので、現行どおりとする。
(56)住民票の広域交付手数料	1 件につき 2 0 0 円	1 件につき 2 0 0 円	"

協議項目(番号)	使用料、手数料の取扱い	(項目No.16)
----------	-------------	-----------

具体項目	三 崎 町	
(46)死亡埋火葬に関する証明手数料		
(47)公簿図書類の謄抄本交付手数料	1 件につき	2 0 0 円
(48)公簿図書類の謄抄本記載事項の証明手数料		
(49)転居等に関する証明手数料		
(50)住民票又は除かれた住民票の写し交付手数料	1 件につき	2 0 0 円
(51)戸籍附票又は戸籍附票の写し交付手数料	1 件につき	2 0 0 円
(52)記載事項証明及び閲覧手数料	1 件につき	2 0 0 円
(53)公簿、公文書、図書等の閲覧手数料	1 件につき	2 0 0 円
(54)特定家庭用機器再商品化法に係る運搬手数料		
(55)住民基本台帳カード交付手数料	1 件につき	5 0 0 円
(56)住民票の広域交付手数料	1 件につき	2 0 0 円